

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく  
新型インフルエンザ等緊急事態宣言解除に伴う対応について

令和2年5月27日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が解除されましたが、東京都の新たな要請に対応しつつ、通常の業務へ移行するため、緊急事態宣言中の申請書類等の処理に傾注することといたします。このため、恐縮ですが電話によるご照会にご遠慮くださいますようお願いいたします。

皆様方には、引き続き影響が生じることと存じますが、今後の状況を踏まえ、できるだけ早期に通常の業務が行えるよう努力してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により研修会等が中止又は延期されておりますことから、当財団配信及び当財団の集合研修対象として配信されている e-learning 等を有効にご活用いただき、研修を継続されますようお願いいたします。

なお、申請書類が研修協議会を經由して当財団に到着してから認定通知に到るまでの標準的事務処理期間は、ホームページの研修認定薬剤師制度に関する Q&A及び令和2年2月25日付け新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大の防止のための措置に伴う認定審査等についてに掲載しているとおりです。

(参考)

①V-3 認定証は申請してからどれくらいで届きますか？

研修協議会を通じてご申請が当センターに届いてから、標準的事務処理期間として2～3か月程度を設定していますが、申請が増えた場合は、さらにお時間をいただきます。

また、認定証をお送りする1か月ほど前に、はがきにて認定が確定した旨をお知らせします。

②新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大の防止のための措置に伴う認定審査等について（令和2年2月25日）

新型コロナウイルスの感染拡大の防止のための措置について、政府の要請に基づき、当財団も所要の措置を講ずることとしました。

このため、従業者数の減少、物流の遅延などの理由により、認定審査等に要する期間が通常より半月ないし1か月程度長くなる可能性があります。

各種の認定申請等を行う際には、このことにご留意くださいますようお願いいたします。